

安城市高齢者及び障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者並びに知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を支援するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項及び第3項の規定に基づき実施する地域生活支援事業において知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき後見、保佐及び補助開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）を市長が行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の対象者)

第2条 市長が審判請求を行う者（以下「審判請求対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者又は知的障害者若しくは精神障害者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれにも該当する者

- ア 認知症又は障害のため判断能力が不十分であり、審判請求を行うことが困難な者
- イ 配偶者及び2親等内の親族がいない者又はあっても審判請求を行う者がいない者
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス若しくは同条第25項に規定する施設サービスを利用している者若しくは利用しようとする者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを利用している者若しくは利用しようとする者

(2) 緊急かつやむを得ない理由により審判請求を行う必要があると市長が認める者

(審判請求の手続)

第3条 審判請求に係る手続は、審判請求対象者の審判を管轄する家庭裁判所（以下「管轄家庭裁判所」という。）の定めるところによるものとする。

(審判請求費用の助成)

第4条 市長は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第26条の規定により、当該審判に係る手続費用を管轄家庭裁判所へ納付する。

2 市長は、審判により、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任された場合において、審判請求対象者が次のいずれにも該当しないときは、当該審判に係る手続費用に関し、非訟事件手続法第26条第2項の規定により当該審判請求対象者に負担させる旨の決定を求める申立てを管轄家庭裁判所に対して行うものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、審判請求費用を負担することで保護が必要となるもの

(3) 審判請求費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認めた者

3 前項の場合において、管轄家庭裁判所が、当該審判に係る手続費用について、当該審判請求対象者に負担させると決定したときは、第1項の規定により納付した当該審判に係る手続費用に相当する額を後見人等に請求するものとする。

(後見人等に係る報酬の助成)

第5条 市長は、審判請求対象者が次のいずれかに該当するときは、後見人等の報酬に係る費用を助成するものとする。

(1) 前条第2項第1号に該当する者

(2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、後見人等の報酬に係る費用を負担することで保護が必要となるもの

(3) 後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認めた者

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。